

委員会発案第5号

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書（案）

上記の議案を別紙のとおり議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和6年（2024年）12月5日

提出者 議会運営委員会
委員長 上 森 茜 ⑩

柏崎市議会議長 柄 沢 均 様

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書（案）

北朝鮮による日本人拉致問題については、平成14年（2002年）の日朝首脳会談で北朝鮮が日本人の拉致を認め、拉致被害者5名が帰国を果たしたものの、その後は解決に向けた進展が見られないまま20年以上が経過した。

政府認定の拉致被害者12名が安否不明の状況であり、このほか特定失踪者、拉致の可能性を排除できない事案に係る方々がいまだ多数おられる。

新潟県では、拉致被害者5名のうち、横田めぐみさんと曾我ミヨシさんがいまだ帰国を果たしてない。また、県内には拉致の疑いのある特定失踪者の方が6名おられ、現在も安否が分からぬままとなっている。

このような状況の中、近年では横田めぐみさんの父・滋さん、田口八重子さんの兄・飯塚繁雄さんが、拉致被害者との再会を果たせぬまま他界されており、被害者自身やその家族の高齢化が進む中、もはや一刻の猶予も許されない状況に置かれている。

よって、国会及び政府におかれては、拉致被害者及び特定失踪者家族の痛切な思いを共有し、拉致被害者及び特定失踪者全員の早期帰国並びに真相の究明に向け、今後とも拉致問題を「最優先、最重要課題」と位置付け、国際社会と連携を強化しつつ、国際情勢に鑑みて時機を逸することなく、国を挙げて全力で取り組まれるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年（2024年）12月5日

柏崎市議会

理由

国会及び政府に対して、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決の必要性を訴え、拉致被害者及び特定失踪者全員の早期帰国並びに真相の究明を実現するため